平成２９年（フ）第７１５号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目27番27号西側２軒目
債務者　小林　妙子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７３７号
大阪市中央区本町橋８番３―1101号
債務者　小島　京子
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７４４号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所大阪市東淀川区西淡路５丁目14番26―604号
債務者　藤本　誠治
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８７２号
大阪市平野区長吉出戸４丁目５番38―203号
債務者　片地　早苗
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８９９号
大阪府茨木市上中条１丁目８番２号　薩摩ビル　308号
債務者　ＧＵＭＩこと　川本　雅之
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９０３号
大阪府豊中市二葉町１丁目２番６―301号、前住所大阪府豊中市上津島１丁目12番１―315号
債務者　七牟禮祥子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９３８号
大阪市住之江区南港中４丁目２番15―903号
債務者　角　　歌織
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９９０号
大阪市住之江区粉浜３丁目10番２号　今井マンション　202
債務者　山口　一平
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７３号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町152番地52　ハイツＬＭＦ105
債務者　中山　　昇
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７６号
栃木県宇都宮市緑５丁目２番19号　グリーンタウンＣ103、前住所栃木県宇都宮市針ヶ谷１丁目17番９号
債務者　増山　賢司
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７８号
栃木県真岡市東郷５番地１　市営東郷団地215号
債務者　篠崎　正江
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８号
栃木県日光市土沢1868番地６
債務者　酒主あけみ
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７７１号
東京都国分寺市西町５丁目22　都営国分寺西町五丁目アパート９―704
債務者　澁谷　正晃
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８２１号
東京都品川区八潮５丁目６―37―1115
債務者　山本　浩美
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８３０号
東京都台東区日本堤２丁目28―３
債務者　鈴木　茂春
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部